平成２４年（フ）第１３０３１号
東京都台東区柳橋２丁目１番９号
債務者　株式会社カズ、ニジュウイチ
代表者代表取締役　佐々木洋行
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　眞弓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２５号
名古屋市北区光音寺町２丁目23番地
債務者　三協システム有限会社
代表者代表取締役　大森　一富
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月30日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２号
長野県大町市平2780番地２
債務者　株式会社カシワプランニング
代表者代表取締役　太田　　博
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月１日午前10時
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２８７０号
東京都新宿区若松町34番５号
債務者　株式会社ヨシハシ
代表者代表取締役　安島　和夫
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　元一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５号
広島市安佐北区白木町大字市川2187番地の６
債務者　有限会社ＦＭ技研
代表者取締役　川畑　文明
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６８号
愛知県津島市松原町40番地
債務者　株式会社内山乳販
特別代理人　永田　友和
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２７号
堺市中区陶器北262番地
債務者　寺田建設工業株式会社
代表者代表取締役　冠　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２８号
堺市中区福田412番地27
債務者　近大産業有限会社
代表者代表取締役　冠　　稔
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市阿知２丁目５番６号
債務者　大倉　長和
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
岡山県倉敷市阿知２丁目５番６号
債務者　大倉美奈子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　徹
4　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
香川県高松市牟礼町牟礼1998番地２
債務者　橋詰　定武
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　破産債権の届出期間　平成24年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２７７号
京都市左京区下鴨狗子田町３番地２
債務者　伊藤　誠一
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野彰平
4　破産債権の届出期間　平成24年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７８号
京都市左京区下鴨狗子田町３番地２
債務者　伊藤登久子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野彰平
4　破産債権の届出期間　平成24年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
山形県西置賜郡飯豊町大字椿4411番地
債務者　前司　真幸
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２４４８号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目１番15―104号
債務者　片岡つた子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　秀明
4　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１７号
京都市北区大宮中林町11番地
債務者　高増左官店こと　高増広由騎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　茂
4　破産債権の届出期間　平成24年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係